# 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 笛吹川沿岸地区用地測量その3業務 特別仕様書

関東農政局西関東土地改良調査管理事務所

## 第1章 総 則

#### (適用範囲)

- 第1条 この特別仕様書は、令和7年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 笛吹川沿岸 地区用地測量その3業務に係る用地調査等業務(以下「本業務」という。)に適用する。
  - 2 本業務は、用地調査等業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書 に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書により実施する。
  - 3 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約 の履行を拘束するものとする。
  - 4 特別仕様書又は共通仕様書の間に相違がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。

#### (業務概要)

- 第2条 本業務の概要は、次のとおりである。
  - (1) 実施場所

山梨県甲州市塩山藤木地内ほか(別添位置図のとおり。)

(2)調査区域

ア 土地の調査

- ① 地域区分は、耕地とする。
- ② 調査区域延長は、34,113m(左岸幹線水路L=20,867m(図面番号2:測点No.4~図面番号70: 測点No.19)、左岸1号副幹線L=977m(図面番号1:測点No.0~図面番号4:測点No.19)、左岸2号副幹線L=70m(図面番号5:測点No.0~図面番号5:測点No.2)、左岸3-1号副幹線L=716m(図面番号6:測点No.0~図面番号:13測点No.154)、左岸3-2号副幹線L=2,513m(図面番号15:測点No.0~図面番号25:測点No.43)、左岸第3-3号副幹線L=4,762m(図面番号26:測点No.0~図面番号41:測点No.5)、左岸4-1号副幹線L=4,208m(図面番号43:測点No.0~図面番号57:測点No.15))とする。
- ③ 調査区域幅は、全幅 10m (中心線から左 5m、右 5m) とする。
- ④ 調査区域面積は、34.113 ヘクタールとする。

#### イ 権利者の確認調査

- ① 地域区分は、耕地とする。
- ② 調査対象は、右岸幹線水路(副幹線を含む。)の全域及び左岸幹線水路(副幹線を含む。)の藤木取水工から 5-2 分水工までとする。
- ③ 調査面積は、左岸幹線 39, 273. 51 ㎡、右岸幹線 17,740 ㎡の合計 5.701 ヘクタールとする。

# (班編制)

第3条 本業務は、3班以上の編制により行うものとする。

#### 第2章 貸与資料等

# (貸与資料等)

第4条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数  量	備考
笛吹川沿岸地区左岸幹線水路ほか 用地図	1式	
笛吹川沿岸地区左岸幹線水路ほか 縦断平面図	1式	
笛吹川沿岸地区用地測量その1業 務	1式	
笛吹川沿岸地区用地測量その2業 務	1式	
その他必要な資料		

2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

# 第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第5条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作業項目	数量	備考	
(1) 作業計画	1業務		
(2) 地図の転写	34. 113ha	耕地	
(3) 転写連続図の作成	"		
(4) 土地の登記記録の調査	"	耕地	
(5)権利者の確認調査(当初)	5. 701ha	耕地	
(6) 区分地上権設定範囲図の作成	114枚		

## (指示事項)

- 第6条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。
  - (1) 転写連続図の作成

転写連続図の作成にあたっては、貸与資料を基に、施設の中心線(推測)を破線等により表示する。図面の用紙はポリエステルフィルム+300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。

(2) 土地の登記記録の調査

土地に関する所有権以外の権利の登記がある場合、その他必要に応じて登記事項証明書を提出するものとする。

- (3) 権利者の確認調査(当初)
  - 登記名義人が死亡している場合その他必要に応じて戸籍謄本等を提出するものとする。
- (4) 区分地上権設定範囲図の作成

図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。

#### (管理技術者)

第7条 管理技術者の要件は、共通仕様書第8条第3項によるものとする。

ただし、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

#### 第4章 打合せ

#### (打合せ)

- 第8条 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者が出席するものと する。また、打合せの場所は、関東農政局西関東土地改良調査管理事務所とする。
  - (1)業務に着手するとき
  - (2)業務の中間1回
  - (3) 成果物とりまとめの段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、 受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とは しない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める作業計画書に基づく業務工程等の管理 状況を報告しなければならない。

# 第5章 成果物

#### (成果物等)

第9条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりとする。

成 果 物		数量	装 丁 等
(1) 地図の電子図	電子データ	正副2部	C D – R
(1) 地図の転写図	原本	1 部	ファイル綴じ
	電子データ	正副2部	C D – R
(2) 転写連続図	書面	1 部	製本 (A1版)
	原図	II	図面ファイル
(3) 土地の登記記録調査表	電子データ	正副2部	CD-R
(3) 工地沙克品品級內里教	原本	1 部	ファイル綴じ
  (4) 権利者の確認調査(当初)	電子データ	正副2部	C D – R
(4)作作がは「クル性の心神」は、(ヨヤリ)	原本	1 部	ファイル綴じ
	電子データ	正副2部	CD-R
(5)区分地上権設定範囲図	書面	1部	製本 (A1判)
	原図	,,,	図面ファイル

- 注1 成果物の「書面」とは、電子データを紙に印字したものである。
  - 2 成果物の提出先は、静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所とする。

# 第6章 契約変更

## (契約変更)

- 第10条 業務請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。
  - (1) 本特別仕様書第5条に示す、「作業項目」及び「数量」に変更が生じた場合。
  - (2) 第6条に示す、「指示事項」に変更が生じた場合。
  - (3) 第8条に示す、「打合せ回数」に変更が生じた場合。
  - (4) 第9条に示す、「成果物」及び「数量」等に変更が生じた場合。
  - (5) 履行期間の変更が生じた場合。
  - (6) その他

# 第7章 そ の 他

(低入札価格契約における第三者照査)

- 第11条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合において、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
  - 2 第三者照査の企業に要求される資格
    - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
    - (2) 関東農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の確認を受けていること。
    - (3) 関東農政局長から、測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
    - (4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
    - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
      - ①資本関係
        - (ア)親会社と子会社の関係にある
        - (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある
      - ②人的関係
        - (ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている
  - 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する 以下の者であること。

- ○照査技術者と同等の当該部門の業務実績を有する者
- ○照査技術者と同等の技術者資格を有する者
- 4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて作業計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果については、その都度監督職員に報告しなければならない。

- 6 成果物とりまとめの段階時の打合せへの立会い
  - 特別仕様書第8条に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS) の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

## (疑 義)

第 12 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受ける ものとする。